

# 仕様書（就学時健康診断 鼻鏡耳鏡貸借）

## 1 件名

令和7年度就学時健康診断に係る耳鼻科検診用鼻鏡・耳鏡の貸借（単価契約）

## 2 業務内容

賃借人（以下「発注者」という。）が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき実施する就学時健康診断において、貸借人（以下「受注者」という。）は耳鼻科検診用鼻鏡（以下「鼻鏡」という。）、耳鼻科検診用耳鏡（以下「耳鏡」という。）を発注者の使用に供するとともに、発注者に対し適切な操作方法を指導する。その際、受注者は鼻鏡・耳鏡が常時正常な状態で使用し得るように衛生管理を行い、当該鼻鏡・耳鏡を円滑に供給する。

## 3 実施期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

## 4 鼻鏡・耳鏡の仕様

鼻鏡：マタノ式鼻鏡（舌圧子付き）

サイズ：小（就学予定者（幼児）に使用するサイズ）

耳鏡：朝顔型耳鏡

サイズ：小（就学予定者（幼児）に使用するサイズ）

## 5 日程、供給場所、供給数（使用予定本数）

- (1) 別紙「令和7年度 広島市立小学校就学時健康診断 実施日一覧表（鼻鏡耳鏡配送予定一覧表）」及び「就学時健康診断 実施校一覧」のとおり。
- (2) 鼻鏡・耳鏡の必要数が増えた場合、あるいは就学時健康診断の実施日が変更となった場合は、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は鼻鏡・耳鏡の供給数や配送日の変更に対応すること。

## 6 実施方法

### (1) 供給及び回収

ア 就学時健康診断の当日の午前中（8：30～12：00）までに各小学校に配送すること。

イ 鼻鏡・耳鏡は、高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）により121℃以上で15分間以上の滅菌を行い、供給に当たっては滅菌バッグに入れること。

また、以下の付属品をつけて供給すること。

・プラスチック手袋

鼻鏡130本につき1セット（2枚）

・シート

45cm×65cm程度の大きさとし、鼻鏡130本につき1枚

・鼻鏡・耳鏡の回収用袋又は容器

使用済みの鼻鏡・耳鏡をそのまま入れて封入することができる形状とする。

ウ 配送時には、各小学校において立会担当者に供給数の確認を受けた上で納入すること。

エ 回収は原則耳鼻科検診実施日の当日を含め3日以内（16：45まで）に行うこと。ただし、翌日以降が土・日・祝日の場合はその日を含まないものとする。

オ 回収時には、各小学校において立会担当者に供給数及び返却数の確認を受けた上で回収すること。なお、各小学校では就学时健康診断終了後、使用済みの鼻鏡・耳鏡を袋又は容器に入れて返却する（各小学校において洗浄又は消毒は行わない。）。

カ 回収時に、各小学校から、鼻鏡・耳鏡の使用本数等を記載した報告書を受領し、納入数と同数か確認すること。

## 7 衛生管理

受注者は、配送中に鼻鏡・耳鏡が汚染されることのないよう、衛生管理を厳重に行うこと。

## 8 指導及び助言

受注者は、発注者が鼻鏡・耳鏡を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うものとする。

## 9 完了報告書

受注者は、発注者に対し、各小学校の鼻鏡・耳鏡の配送本数等を記載した配送完了届を提出すること。

## 10 その他

上記に記載のない事項については、発注者・受注者の協議により決定する。